

事業概要・目的

○令和3年7月 静岡県熱海市
大雨に伴う盛土崩落・土石流発生 → 甚大な人的・物的被害

- 令和3年7月～令和4年3月【熊本市】
- ✓盛土の総点検(184箇所)
- ✓大規模盛土造成地(H30マップ公表)の目視調査、台帳作成(91箇所)
- 差し迫った危険はないが、数か所で擁壁の変状等を確認(R3.第3回 および R4.第1回定例会にて報告)
- 変状が認められた箇所(7箇所)のうち、法的根拠がなく規制できない盛土等も存在

○令和4年5月 公布

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

- ✓盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正
- ✓指定した区域内では、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、盛土等の行為を全国一律の基準で包括的に規制
- ✓R4.9末 国が策定した基本方針(案)の下、都道府県・政令市・中核市が規制を実施

<本市の今後対応>

■規制区域等の検討

- ✓区域指定に必要な基礎調査の実施(R5)
- ✓基礎調査結果に基づく規制区域の検討(R6)

■既存盛土への対応

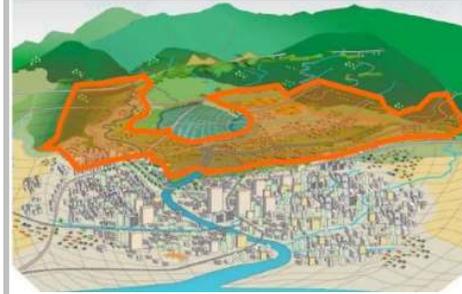
- ✓大規模盛土造成地の安全性把握調査(優先度の高い3地区、R5～6)

■体制のあり方検討（関係部局との連携）

- ✓運用開始前後における体制のあり方(ワンストップ窓口)
- ✓盛土への対応に関する連携(庁内関係課、県・県警など)
- ✓規制区域・技術的基準に関する調整(県、周辺市町)

盛土規制法のイメージ

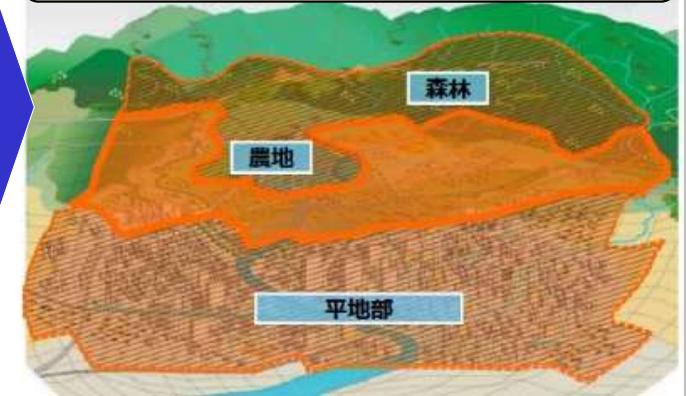
<改正前の規制対象>
宅地造成のための切土・盛土



※現行の規制区域は以下の3地区のみ
・立田山地区
・清水・池田地区
・花岡山地区

<改正後の規制対象>

- 土地(森林・農地含む)を造成するための切土・盛土
- 土捨て行為や一時的な堆積
- 土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林農地、平地部を広く指定



スケジュール(予定)

内容	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
法施行			R4.5 公布	R5.5 施行	経過措置期間		R7.5 経過措置終了				
規制区域等検討					資料収集基礎調査	規制区域の検討	R7.4 区域指定		※資料収集基礎調査	R12.4 (区域見直し)	規制区域の検討
既存盛土対応検討(大規模盛土造成地を含む)		資料収集・目視調査・台帳作成		地権者協議	安全性把握				地権者協議	※安全性把握	
		H31.3 マップ公表					危険な盛土があれば勧告、改善命令等 →土地所有者等による是正				
体制のあり方検討(関係部局との連携)				関係課協議			(運用開始後の連携)				
							【熊本市】本格運用開始(新体制)				

※ 基礎調査、区域見直し、安全性把握調査は5年ごとに実施